

右算數ヲ一曰スレハ則チ妨害ノ多寡自ラ瞭然タリ。一旦妨害
害遠絶シタルノ期勢ハ復タ津田川及ヒ川口ニ作用ノ遲ンキ
ヲ得ズ且ソ之ヲ挽回スヘキ者ニアラズ
上流鮎喰川ヨリ出テタル津田川ノ外他ニヌタ津田ノ地ニ涿
澮スル八幡ダダラ桂一三川アリ。就中桂川ヨリ流出セル砂
砾最多シ津田ノ地ニ築港ノ不適當ナルコト之ニ足因ス

川線改良修治ノ事項

水源諸山ノ改良

吉野川一級ノ状態ニ就キ苟モ改良ヲ加ヘントスルニハ其奉
行着手ノ期ニ先ク千祿ノ察知スベキノ要欵トスル者ハ抑々
現在ノ悪状ヲ生セシ原因之ナリ
都テ着シキ患難ヲ河川ニ提出スル所以ノ者ハ畢竟上流ノ諸
山ヨリ多量陸統砂砾其他ノ諸物ヲ流下シテ以テ其河川ニ入
ラシムルノ故ニ在ラントハ前文述フル所ノ事宜ニ既ニ
已ニ畧言セシカ如ク夫レ然リ。今若シ石砾土砂ヲ扞止スル
ノ法ヲ設ケテ而シテ荒蕪ノ山地ニ草木繁茂ノ術ヲ施サバ則チ

遅延。さへざる
遲ンキ。勢さかんなり
多寡リ多少
澮澮水が集る港

イヤシク
苟モ。もしも
要欵ニ要項
抑々モ？

提出。提出の意
事宜。事項
既ニ已ニ。既ニ
荒蕪ニ荒れた
扞止ニ防止スル

右の数値を一見すれば、直ちに「橋脚が水路を」妨害することの
大きさが歴然としている。一旦妨害遮断された潮流は、津田川や川
口に強力に作用することはなく、その勢いをばん回することはでき
ない。

上流の鮎喰川より流れ出た津田川（新町川）の他に、また津田の
地に集合する八幡（園瀬）・多々羅・桂（勝浦）の三川があり、中
でも桂川より流出する砂砾は最も多い。津田の地に築港するのが不
適切なることはこうした事情による。

川線改良修治の事項
水源諸山の改良

吉野川全体の状況に改良を加えようとする前に、察知しておくべ
き要点は、現在の悪い状況を生じた原因についてである。
すべて大変な被害を川に与えているのは、結局上流の山々より多
量の砂砾その他の物質を次つぎと流出しているためである。このこ
とについては、すでに概略説明してきた。今もし砂砾土砂を防止す
る方法を施し、荒れた山地に草木の繁茂する手段を講ずれば、干害

※その勢い：
このため土砂が堆積して水深
が浅くなるため流入土砂を海
中へ運び出せない。

天旱ノ季モ流水更ニ増加シ常ニ絶タズ又タ汎々多雨ノ時
 モ流水俄然トシテ高キヲ極メズ更ニ又タ時々ノ洪水ト云ヒ
 亦タ前日ヨリハ一層清澄ナルカ故ニ下流ノ處々ニ阻滯セ
 セル沙灘洲渚ヲ掃ヒ去ルベシ。
 其レ如斯砂砾止ノ効大ナリト虽ヒ僅年ノ間ニ其目的ヲ達
 セントスルニハ莫大ノ砂防工費ヲ要スルヲ以テ實際之ヲ
 企テ、得ヘキコト、ハナサズ、今茲ニ行フテ成ラザルナ
 リ比較シテハ費用モ尠キ緊要事歟トスルモノハ左ノ如シ、
 其要款ハ若干ノ人ヲ擇ヒ之ニ命スルニ山林監視ノ任ヲ以
 テシ吉野川流域中ニ配置スルコト即之ナリ。此監視者タ
 ラントスル者ハ左ノ三項ニ載スルカ如キ支幹アランヲ要
 ス

- 第一項 身體強壯氣質着実ニシテ自ら進ンテ日々山
 路數里ヲ巡廻スルノ勞ヲ取り倦マズ屈セズ
 其志十分僚伴ノ力ヲ移シ己カ善行ニ和同セ
 シムルニ足レル者タルヘシ
- 第二項 取扱ヒタル事務ノ状ヲ報告(例ヘハ毎週)

ニシテヨ
 洲渚ノナギサ
 トコロニ
 處々、
 処々

事款ニ事項

支幹ニ腕前

倦ニ倦ノ誤
 僚伴ノ誤

の時も流水は増して常に途絶えることはない、また大雨の時期にも
 流水が急に異常なまでに水位を高めるようなことはない。さらに時
 どきの洪水でも、前日より清澄な水であるので、下流の所どころ
 に停滞している沙灘洲渚を流し去るだろう。
 こうした方法による砂礫止めの効果は絶大であるが、短い年月に
 この目的を達するには、ばく大な砂防工事費用を必要とするので、
 實際に今はこの方法はとらない。この方法と比較して費用も少なく
 緊急の事項としてできるのは、次のような事である。その要点
 とは、若干名の人を選んで山林監視の任務を与え、吉野川流域中に
 配置することである。この監視者とならうとする人は次の三つの才
 能を持った人が必要である。

- 第一項、身体壯健にして、性格が着実な人。進んで日々山道を巡
 回してうまず屈しない人。また自分の意志を人に伝え、
 人を説得できる人。

第二項、処理した事務を《例えば毎週》報告する必要から相当の

シ得ルカ為ニ相慮ノ訛書運筆ヲ能クスルコト

第三項

人民カ曰常為ス所如何ナレハ河川ニ障害ヲ加ヘ又タ如何ナレハ之ヲ減スルカヲ輒スク

判断スルニ足ルヘキ智カアルコト

右監視者ヲ求ムルニハ其地住民中ヨリ之ヲ拔擢セン」必
要ナリ然スレハ則チ当撰ノ初ヨリ擔任ノ地情ニ精シク且
ツ山地所有主ヲ熟知セルナリ

監視者ニハ十分ナル俸給ヲ交附シ賄賂ノ行ハレサルヲ要
ス

水利上障碍ヲ醸スヘキ所為ニ及ヒ或ハ將ニ之ニ及ハント
スルモノヲ認ムル時ハ監視者ハ毎時直ニ中報ヲナシ且ツ
其地村長ノ立会若クハ紹介ヲ得テ先ツ其所為ヲ停止シ而
シテ土木官吏ハ中報ヲ得バ直ニ出張スルノ未テテテ齊登
スルヲ待ツヘシ。若シ適宜ノ人ヲ用キテ斯ノ如ク之ニ監
視セシムルコトヲ得バ今年其費用トシテ譬ヒ貳千四百ヲ
要スル氏其効驗ノ大ナル正ニ之ニ十倍スルノ費用唯タ沙
防工ノミニニ支出スルニ勝レルヤ必セリ。然リト雖沙防工

容易ニ

拔擢ニ費用スル

申報ニ報告

効驗ニききめ
沙防工ニ砂防工

読み書きの能力を持つこと。

第三項、住民の日々の生活習慣から、何が河川に害を与え、何が河川のためになるかを判断する知識を持つ人。

このような監視者を採用するには、その地の住民から選抜する必要がある。そうすれば選ばれた時から担当地域の事情に詳しく、土地の所有者を熟知している利点がある。

監視者には、十分な報酬を与え、賄賂を行わないようにする。

水利上に障害をもたらさざらう行為をしたり、または将来にそれを
実行しようとすることを認めるとき、監視者はただちに報告をし、
またその地の村長の立会・紹介のもとにその行為を停止させる。そ
の後報告を受けてただちに出張してきた土木官吏の審査を受けるべ
きである。

もし適当な人物を得て、このように監視させることができたら
ば、いま毎年二、〇〇〇円を使ったとしても、その効果は大である。
これに一〇倍する費用をただ砂防工事だけに支出するよりも勝って
いる。しかしながら砂防工事を施すことが不可欠であることはもち

ヲ施スコトノ缺ク可ラザルハ勿論ニシテ上文ニ繕陳スル
所ノ意ハ斯ル監視者ヲ置カザレハ沙防工ノ効鮮シト云フ
ニ過キズ

守山看及ヒ守林者ノ必要ナルコトハ既ニ捧呈シタル左ノ
昏中ニモ具申スル所ノ如シ

一千八百七十九年十一月廿七日附 鶴沼ヨリ差出ス
上申書

一千八百八十年二月十八日附 大阪ヨリ差出ス上申
書

一千八百六十年六月三日附 全右

一千八百八十年四月七日附 松方内務卿宛上申書

今假リニ吉野全川改修ノ為ニ年々五万四千金額ヲ支出ス

ヘキノ尤可ヲ得タリトセバ其内ノ多分(三万四千)及ヒ監視

者ノ費用(二千四百)ヲ左側ノ山谷及ヒ鮎喰川ヲ治ムルノ費用

ニ当テ其餘剩ヲ以テ本川改良ノ諸工事測量事務等諸費ニ

供セシニ如カズ

第十堰球及ヒ徳島港ノ修治ハ特別ノ工事ナレバ別金ノ資

金ヲ以テ之ヲ行ハンヲ要ス

繕陳
ル
シ
テ
カ
ラ
ザ
ル
ハ
勿
論
ニ
シ
テ
上
文
ニ
繕
陳
ス
ル
所
ノ
意
ハ
ス
ル
監
視
者
ヲ
置
カ
ザ
レ
ハ
沙
防
工
ノ
効
鮮
シ
ト
云
フ
ニ
過
キ
ズ

捧呈。連呈

昏中ヨリ書中

具申。委細申上げる

内務卿 明治十八年官制改革以前ニ
於ケル内務省ノ長官

允可ニユルス

るんであり、今述べた趣旨は、このような監視者を置かなければ砂
防工事の効果が少ないと言ふことである。

山の管理者及び森林管理者が必要であることは、すでに提出した
次の建白書によって具申している。

一八七九年(明治十二年)十一月二十七日付 鶴沼より提出した上申書

一八八〇年(明治十三年)二月十八日付 大阪より提出した上申書

一八八〇年()六月三日付 大阪より提出した上申書

一八八〇年()四月七日付 松方内務卿あての上申書

いま、かりに吉野川全体改修のために、年々五万円の金額を支出
する許可を得たとするならば、そのうち大部分(三万円)と監視者の
費用(二千元)を、左の山・谷及び鮎喰川の治水に使用し、その他は
吉野川本流の諸工事・測量・事務等の諸費用に当てるのがよい。

第十堰及び徳島港の改修は、特別の工事なので別途予算で行うべ
きである。

例スルニ坂東谷ノ如キ支流ニ至テハ第一着ニ土砂ヲ打止シ此後決シテ其流出ナカランコトヲ要ス。降雨ノ為ニ渇下スル所ノ土砂ハ谷側ノ平地ニ之ヲ留メテ落下セシメザルヲ良シトス之カ為ニ少許ノ田地ハ費ユヘシト虽氏屋レホタ止ラ得ザルノ事タリ。訣所ノ山ト川トノ間ニ大抵此目的ニ供用スベキ平地アリ之ニ甞続スルニ堤防ヲ以テスレハ其費頗必シモ大ナリトハ謂フ可ラズ。

此堤防範圍ノ中ニ土砂充滿ノ状ニ至ラザル數年ノ間ニ山林繁茂ノ術ヲ尽シテ土砂ノ流出ヲ防ク可シ

川左ノ諸谷中頗ル高キ所ニ欠崩潰脱夥多跡アリ二十町乃至三十町若クハ一段高キ断崖トナル其勢將サニ又タ墮レントスルアリ。多クハ是レ對岸ノ谷越ニ田地ヲ擴張セントテ洶流ヲ逐迫シテ山底ヲ墜タシメタルニ由リ斯ル惡状ヲ招キシ等人爲ニ係ハル所ノモノナリ。人ノ不注意ニ由リ山地片々日夜河辺ニ流シ去ル其此ノ如キ事莫ニハ古來注目セシ人ナク旦ツ之ヲ異シム人スラモ無カリシモノト覺エタリ

將來監視者ヲ置テ右等ノ事ニ注意セシメ以テ速ニ其害ヲ

打止ニホセざとめる。
渇下。流下の意

イニョツ
田鏡ニマタイ四ウ
墮脱・崩落スル。
夥多ニオビタダシイ

墮脱
墮脱
崩落する

チクハク
逐迫ニオイ迫ル

例を挙げれば坂東谷のような支流では、土砂止めを第一とし、その後決してこれを流させないようにする。降水のために流下する土砂は谷川の平地に止めて、土砂を落下させないようにする。このために若干の田地を費やしても仕方がない。この辺りの山と川の間には、たいていこの目的に使用できる平地がある。これを取り巻くように堤防を作ってもその費用は高額とはならない。

この堤防の内に、土砂が充滿するまでの数年間に、山林繁茂の手を尽くして土砂の流失を防ぐべきである。

〔坂東谷〕川の左岸諸谷中に、大変高いところに崩壊したあとがたぐきんある。二〇間から三〇間、またはさらに高い断がいとなくっており、その状況では続いて崩壊する可能性が強い。その原因の多くは、対岸の谷底に田地を拡張しようとして、溪流を反対側に押付けて谷底をうがち掘ったためである。このような悪い状況を招いたのは人為のなすところである。人の不注意により山地の土砂が、日夜に川辺に流れ去る。この事実から注目した人はなく、これを問題にする人さえもなかったものと思われる。

将来、監視者を置いてこれらのことに注意させ、はやくその害を

除カンコトヲ欲スルナリ
幸ニ此地ノ曠岸ハ他ノ所々ニ在テ我カ示授セシ方法ニ準
シ潤流ヲ一方ニ遠サケ以テ之ヲ修治センコト猶未タ難シ
トセズ

吉野川全流域ニ於テ(苟モ港アリ河川アル日本全国各所
ニ於ケルモ皆然リ)既ニ述アル所ノ切畑ノ如キハ實ニ山
地ノ蔽悪ヲ速ク看ナレハ決然禁止セラレンコトヲ要ス況
ヤ其開墾ハ只兩三年僅够ノ收穫ヲ期スル者ナルニ於テ
ヤ、板令ヒ山地ヲ害セザルノ切畑ト云ヒ豫メ官ノ許可
ヲ得テ而後之ヲ施行セシメントモ亦緊要ナリ、切畑開墾
若ハ先ツ山林監視者ニ示スニ官許ヲ証スヘキ書類ヲ以テ
シ次ニ其業ニ着手從事スルノ順序ナキヲ得ズ

治川工事

川内諸工事ノ着手ハ先ツ水流衝突欠陥急ナル所ノ涯濱ニ
就キ之カ打衛防禦ヲナスヨリスヘシ、就中其主要トスル
所ハ川島町ヨリ上流及ヒ下流ニ於ケルノ幹川並ニ別宮川
トス。但シ別宮川ヲ先トスベシ其故他ナシ第十村堰埭撤

示
しめしとすける
示
しめしとすける
示
しめしとすける

ガイヒ
涯濱ニミズベ
ウシテボウゴ
打衛防禦。防さまゆる
トクニク
就中、よりわけ
エニク
堰埭・堰

除くことを希望する。

幸いに、この地の崩壊箇所では、私が提示した方法に従って、溪
流を一方に遠ざけ川を修復することは困難ではない。

港があり、河川もある日本全国において言えることだが、吉野川
全流域において、すでに述べたように、切畑は山地の荒廃を速める
ものであるで、これを決然として禁止する必要がある。まして、
開墾後わずか二・三年間の少々の収穫を期待するようなものであれ
ばことさらのことである。たとえ、山地を害しないような切畑で
あっても、あらかじめ役所の許可を得た後に開拓を実行させること
も大切である。切畑開墾者は、まず山林監視者に役所の許可を示す
書類を見せ、その後の開墾に着手するのが順序である。

治川工事

河川工事の着手は、まず水流衝突し崩壊が差し迫った水辺の防御か
ら手をつけるべきである。中でも、その主なものは川島町より上流
及び下流における吉野川幹流と別宮川である。ただし別宮川を先に
すべきである。その理由は、第十堰が撤去された後では諸工事が極

※別宮川
七ページ参照